



2019年4月26日

各 位

会社名 株式会社シーティーエス
 代表者名 代表取締役社長 横島 泰蔵
 (コード番号：4345 東証第一部)
 問合せ先 執行役員 経理財務部長 北原 巻雄
 (TEL. 0268-26-3700)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月19日開催予定の当社第29回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更に関する件」を付議することについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、機動的な配当政策を実施して行くにあたり、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款に変更案第39条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。また、これにより現行定款第39条（剰余金の配当の基準日）及び現行定款第41条（配当金の除斥期間）について所要の変更を行うとともに、内容が重複する現行定款第40条を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章～第6章 第1条～第37条 (条文省略)	第1章～第6章 第1条～第37条 (現行どおり)
第7章 計算 第38条 (条文省略) (新設)	第7章 計算 第38条 (現行どおり) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
(剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新設)	第39条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設)	(剰余金の配当の基準日) 第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p>第40条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 未払いの<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 <u>配当金が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 未払いの配当金には利息をつけない。</p>

以 上